

カナダにおけるギャンブル収入課税について

漆 さ き

はじめに

- 1 前提となるカナダ法の特徴
 - 2 ギャンブル収入課税に関連する条文
 - 2-1 列挙されていない源泉からの所得
 - 2-2 事業からの所得
 - 3 判例
 - 3-1 ギャンブル収入についての裁判所の基本的な立場
 - 3-2 ギャンブル収入が課税所得と認められた判例
 - 3-3 ギャンブル収入が課税所得と認められなかった判例
 - 3-4 小括
 - 4 日本への示唆
- おわりに

は じ め に

競馬の払戻金は何所得に当たるか、また、外れ馬券が必要経費に当たるか、という論点を含む二つの競馬訴訟が新聞やメディアで話題となったことは記憶に新しい¹⁾。典型的な一時所得とされてきたギャンブルからの収入が、限られた事実関係の下とはいえ、雑所得と認定されたことは、税務の専門家から注目を集め、また、その事案の性質から、競馬ファンを含む多くの人の関心を惹いた。

それらの判例では、競馬の払戻金が一時所得に該当するのか、雑所得に該当するのか大きな争点の一つとなった。それは、一時所得と雑所得で課税のされ方と控除できる費用の範囲が異なるため、どちらに区分されるかで納税義務に大きな差が出るためである²⁾。

-
- 1) 大阪事件については『外れ馬券は経費』最高裁が初判断」朝日新聞朝刊東京本社版2015年03月11日2社会面、朝日新聞夕刊「外れ馬券巡り国が控訴」大阪本社版2014年10月16日2社会、「外れ馬券、改めて『経費』課税処分一部取り消し 大阪地裁判決」朝日新聞朝刊大阪本社版2014年10月03日2社会面など。札幌・東京事件については「外れ馬券の購入、経費と認定 二審で一転、課税取り消す判決」朝日新聞朝刊東京本社版2016年04月22日3社会面、「外れ馬券購入費、経費と認定せず 東京地裁、請求棄却」など。
 - 2) 通常、何らかの利益が生じた場合、50万の特別控除と2分の1課税により、一時所得に分類された方が低い税負担で済むが、総収入金額から控除される支出額の範囲が一時所得の方が狭いので、利益を稼得するのに様々な支出が必要ならば、雑所得に分類されたほうが、控除額が大きくなる。その場合、納税者にとっては雑所得に分類されたほうが有利になる。

この一時所得と雑所得の区分について、過去には、所得源泉性という概念が考慮された裁判例も見られる³⁾。しかし、平成26年5月9日大阪高裁判決⁴⁾において、所得源泉性という曖昧な概念をそのまま所得区分の基準として用いることには否定的な見解が示された。また、所得源泉性を所得区分の判断基準とすることについては、学説においても多くの批判が寄せられている。その理由としては、以下のものが挙げられる。まず、「所得源泉性」という概念が不明確であり、そもそも解釈の場面で用いることが出来るほど明確な概念であるか疑問があること⁵⁾、所得源泉説の中でも、反復説や継続的源泉説など見解が分かれており、「源泉」という用語の意義が一義的でないことである⁶⁾。また、所得源泉を有する所得というのが反復継続的な所得を意味するとすれば、所得源泉性の有無について「所得の基礎に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性があるか」が基準になるとしているのはトートロジーではないか、という指摘もある⁷⁾。さらに、所得源泉説（制限的所得概念）に立脚していた所得税法制定当初と異なり、純資産増加説（包括的所得概念）の考え方に立ち、一時所得や雑所得をも課税対象としている現行の所得税法の下では、所得源泉性の有無を基準とする考え方は違和感を与え、説得力がなく、所得源泉の有無は所得分類の一基準かもしれないが、決定的なものとは思われないという見解も見られる⁸⁾。

このように判断基準としての所得源泉性を否定すれば、「営利を目的とした継続的な行為」に該当するかという条文に即した判断をすべきこととなる⁹⁾。そして、「営利を目的とした継続的な行為」とは何か、「一体の経済活動としての実態」は何を基準に判断するかという一般的な判断基準については、上記最高裁を含め、限られた事実認定のもとでの該当性のみが論じられており、これまでのところ十分な手がかりは与えられていないように思われる。

こうした状況において、カナダ税法におけるギャンブル収入課税について紹介することは意味があると考えられる。カナダでは、実質的には所得源泉説に近い制度が採用されており、課税に服するかどうかは所得源泉の有無によって判断される。ギャンブル収入は、典型的な所得源泉のない収入として、通常は課税に服さないものとされる。しかし、ギャンブルであっても、リスクを最小化する「システム」が構築されていると認定される場合には、所得源泉があるものとして課税に服することとされている。

最高裁判決の類似事件である東京高裁判決は、「営利を目的とした継続的な行為」該当性を判断するにあたり、「期待回収率が100%を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」の存在を挙げている¹⁰⁾。このことは、カナダの裁判所が判断を積み重ねてきたシス

3) 名古屋高裁金沢支部昭和43年2月28日判決。

4) 大阪高判平成26年5月9日判タ1411号245頁。

5) 末崎衛「競馬の払戻金による所得の所得区分」税法学570号174頁、178頁。

6) Ibid.

7) 高野幸大「判批」ジュリ1454号8頁、9頁。

8) 岸田貞夫「雑所得・一時所得の区分とその経費性」税理57巻10号89頁。

9) 大阪高判平成26年5月9日判タ1411号245頁。

10) 東京高判平成28年4月21日 LEX/DB 文献番号25542863。

テムの有無とその使用をメルクマールとする「所得源泉性」に重なるところがあるように思われる。もちろん、日本で論じられてきた「所得源泉性」と、カナダのそれは同じものではなく、東京高裁判決の論理もカナダの「システム」とは異なるものである。しかし、日本での「一体の経済活動」該当性に関する独自のノウハウの有無という考慮要素と、所得源泉の判断に関する「システム」の有無というカナダの考え方に類似するものがあるとすれば、「営利を目的とする継続的行為」の該当性を考えるにあたって、カナダの判例が手がかりを与えてくれるのではないかと思われる。本稿は、そのような意図の下、カナダにおけるギャンブル収入についての課税のあり方を紹介するものである。

1. 前提となるカナダ税法の特徴

カナダのギャンブル収入に対する課税について紹介する前に、前提となるカナダ税法の特徴に少しだけ触れておく。カナダでは、後述のように、条文上は列挙された源泉以外の所得源泉を認めているように読めるが、基本的には法定の4つの源泉から生じた所得でなければ課税対象外となるものと考えられる¹¹⁾。そのため、何らかの収入が生じた場合には、それが法定の4つのうちのいずれかの源泉を有する課税所得なのかどうか問題となる。なお、所得源泉は4つであるが、キャピタルゲインを第5の源泉と呼ぶこともある。

カナダの法定所得源泉は Office, Employment, Business, Property の4種類であり、Business（以下事業とする）はかなり幅広く様々なものを含むものとされる。カナダ税法が4つの法定源泉以外を基本的に認めていないことと、その事業の範囲を広く解していることには、相関があるように思われる。事業以外の所得源泉のうち、Office は裁判官、公務員、政治家などを、Employment は雇用関係にあるものを想定している。また、Property と事業の区別は、活動の程度によるとされる。このように、他の3つに包含されることが想定されるもの、そして事業との関係を考えると、広く色々なものを包含しようとすれば、事業がメインになると考えられるからである。そうすると、カナダの事業源泉からの所得は、日本のかつての「事業等所得」に近く、雑所得のようなものは全て事業源泉に入ることとなる。

カナダでは、収入があっても所得源泉から生じたものでなければ課税対象とはならないため、ギャンブル収入はギャンブルを行うことが事業と認められない限り、非課税である。そして、ギャンブルを行うことは基本的には事業源泉を構成しないとされる。その理由は、賭けは「不合理な合意」に基づくものであり、その収入は生産的な源泉から生じるものではないから、と説明される¹²⁾。また、日本と同様、カナダでも、個人間でのギャンブルは

11) Tim Edger, Daniel Sandler, and Arthur Cockfield ed. *Materials on Canadian Income Tax* (14th ed.) Carswell, 2010, p. 85. 「Para 3(a) は、名のついた源泉が徹底的なものではなく、他の認識されていない源泉からも所得が生じうることを明らかにしている。(略) しかし、コメンテーター達は Para 3(a) が引き続き狭い解釈のままであることに見解の一致を見ている。厳格な文理解釈は裁判所が新たな所得源泉を認めることへのためらいを説明してくれるかもしれない。」

12) Ibid.

違法である。カナダ税法においても、違法な所得自体は課税対象とされるが¹³⁾、どの源泉からの所得なのかは明言されていない¹⁴⁾。

ギャンブルという行為についての課税を考える際には、ここまでに紹介したような課税のされ方と同様、またはそれ以上に、控除されるべき費用や損失の範囲が重要となる。他の所得との損益通算、費用として控除が認められる範囲などである。また、ギャンブルには娯楽の要素が認められるため、消費と考えられる可能性もある。これらの点についても、カナダ税法の基本的な考え方を紹介する。

カナダでは、源泉から生じたものでなければ非課税となる一方、事業という源泉から生じた所得であれば、収入はすべて課税所得に算入され、同時に基本的には損失もすべて控除可能となる¹⁵⁾。例外として、特に明示的に損益通算が制限されているものは存在するが、そういった制限の代表的なものである制限ファームロス¹⁶⁾は、最近、最高裁判例によって、その制限が緩和したと解される¹⁶⁾。また、FXなどの投機は、基本的にキャピタルゲイン／ロスとして扱われ、2分の1課税および2分の1控除、他の所得からは損益通算できないものとして扱われる¹⁷⁾。

次に、カナダでは、家事費排除の問題は、事業の概念によって主に対処されている。カナダの裁判所は、この文脈で、事業が存在するかを判断するのを助けるために、いわゆる「収益への合理的期待 (Reasonable Expectation of Profit, 以下 REOP とする)」基準を発展させてきた¹⁸⁾。個人的な要素が認められる活動については、納税者がその活動が利益を生むという合理的な期待を示すことができなければ、それは事業ではなく、趣味だとみなされる、というものである¹⁹⁾。この REOP 基準は、消費の要素がない場面においても事業の有無、源泉の有無を判断する、また、経費の控除可否を判断する、事業目的テストの一類型のような租税回避防止の役割を持つ基準として運用されたこともあったが、最高裁によってそのような運用は否定され、消費の要素を持つ場合にだけ、事業該当性の判断の考

13) Canadian Imperial Bank of Commerce v The Queen, 2013 FCA 122 納税者の行いの道徳性によって所得税法が異なる適用をされることはないとの判決。違法支出は明文で控除できないことが定められている (ITA para 18(1)(a))。

14) Canada Revenue Agency, Income Tax Folio, S3-F9-C1, Lottery Winnings, Miscellaneous Receipts, and Income (and Losses) from Crime (2016/7/11 最終閲覧)

<http://www.cra-arc.gc.ca/tx/tchncl/ncmtx/fls/s3/f9/s3-f9-c1-eng.html#N10545>

横領や窃盗が源泉からの所得とされる一方、贈与は生産的な価値ではないので非課税とされる。ただし、横領や窃盗の場合、被害者側は損失計上が可能である。また、ギャンブルが基本的に生産的な価値ではなく単なる移転だという議論は英国の Graham v Green 判決はじめ、教科書にも登場する。

15) Kim Brooks, "Canada" in Guglielmo Maisto ed., *The Meaning of 'Enterprise,' 'Business' and 'Business Profit' Under Tax Treaties and EU Tax Law*, IBFD, 2011, p. 245, 249.

16) Queen v. Craig 2012 SCC 43

17) ただし投資を事業としてやっていたら Income from Business として扱われる。

18) Brooks, supra note 15. p. 251.

19) Stewart v. the Queen 2002 SCC 46.

慮要素の一つとされることとなった。

以上のような構造から、カナダでは、ほとんどの場合、歳入庁が、理由は分からないが納税者の収入が増えており、それが申告に反映されていないとして Net Worth Assessment と呼ばれる手続を行い、それに対して納税者がその増加分は趣味のギャンブルによるもので課税対象ではない、という主張を行うこととなる²⁰⁾。そのため、カナダにおけるギャンブル収入を巡る問題は、主に納税者がギャンブルに勝っていて、プラスが出ている時に、それが所得として課税されるかどうか、という形で表出する。そして、課税所得とされるということは事業という所得源泉を認められることとなり、源泉別に控除範囲に差がないので、控除される必要経費の範囲について争っている例は見られない。

2. ギャンブル収入課税に関連する条文

次に、ギャンブル収入に対する課税を根拠付ける現行のカナダ所得税法の条文を参照する。カナダで、ギャンブル収入が課税を受ける場合に、根拠となる可能性のある条文は二つある。ひとつは、ITA Para 9(1) における「事業からの所得」として、そしてもうひとつは、ITA Para 3(a) のもとで、列挙されていない源泉からの所得として、である。

2-1 列挙されていない源泉からの所得

まず、「列挙されていない源泉からの所得として」課税される場合について説明する。上記のように、カナダ税法には、Office, Employment, Property, Business (事業) という4つの法定の所得源泉がある。しかし、Para. 3(a) の文言は、必ずしも4つの列挙された源泉だけが課税所得を生じさせるものではないと明示している。Para 3(a) は以下のように規定する。「納税者の課税年度の所得は、源泉からの全ての所得であり、それはカナダ内外の源泉を含み、Office, Employment, Property, 事業からの納税者の各所得という、前述の一般的なものに制限されることなく、全ての各所得の額の合計を判断する」。しかし、これまでカナダの裁判所は、この4つの列挙されたもの以外の源泉を正面から認めて課税を行ったことはない²¹⁾。そのため、ギャンブル収入がこの列挙されていない源泉からの所得に当たるかどうかは、これまでほとんど検討されてきておらず、ギャンブル収入が実際にこれを根拠に課税される可能性はかなり低いものと考えられる²²⁾。

2-2 事業からの所得

次に、ギャンブル収入が ITA Para. 9(1) における「事業からの所得」として課税される場合について説明する。ITA Para 3(a) は所得の一般的な計算規定であり、そこでは前

20) 贈与も非課税なので、贈与であるという主張もありえる。

21) Schwartz v. Canada (1996) 1 SCR 254 の傍論で、4つ以外の源泉からの所得も課税対象となるべきこと自体は認めている。

22) Benjamin Alarie, “The Taxation of Winnings from Poker and Other Gambling Activities in Canada” 59 Can. Tax J. (2011) p. 731, p. 738.

述のように、ある課税年度における納税者の課税所得には Office, Employment, Property, Business（事業）からの所得が含まれる旨規定している。しかし、ギャンブル収入は、Para. 3(a) に規定される4つの所得源泉のどれにも、通常の意味においてはあてはまらない。4つの源泉はそれぞれ、ITA 248(1)において拡大されて定義されている。ギャンブルからの収入は、ITA 248(1)における Office, Employment, Property の条文上の定義には含まれないが、一定の種類のギャンブル収入は、「事業」の条文上の定義には当てはまる可能性がある。その「事業」の定義は以下である。

「『事業』には専門的職業 (profession), 天職・使命 (calling), 取引 (trade), 製造またはあらゆるものの引受け…を含み、取引の性質をもつ挑戦 (venture), 利害関係 (concern) を含むが、オフィス又は雇用は含まない²³⁾。」

ギャンブルは、ここでいう「専門的職業」もしくは「天職」として扱われる可能性がある。また、ここに規定される「あらゆるものの引き受け」という文言は、かなり幅広く、経済的利益をもたらすあらゆる活動を潜在的に包含する可能性がある。

そして、特定のギャンブル活動が248(1)の定義する「事業」に値するという前提に立てば、Subsec. 9(1)は、「課税年度における、事業、もしくは資産からの納税者の所得は、当該年度の事業若しくは資産からの納税者の利益である。」と定める。この Subsec. 9(1)における「利益」という文言は、「一般に受け入れられた事業の慣習原則」によれば、黙示的に収入を生み出すために関連する費用をその収入から控除できるものと解される²⁴⁾。そうすると、ギャンブル活動が、特定の納税者にとって実際に248(1)の定義において「事業」を構成する場合には、他に制限する条文がない限り、ギャンブル事業に関するあらゆるギャンブル損失が所得税法によって認識され、他の源泉所得から控除可能ということになる²⁵⁾。

3. 判 例

3-1. ギャンブルについての裁判所の基本的な立場

次に、ギャンブル収入についてのカナダの判例を紹介する。個別の事案について参照する前に、カナダの裁判所が、原則としてギャンブル収入について採っている立場を説明する。まず、ギャンブル収入が、それが事業にあたらない限り、源泉を持たない非課税所得の代表的な例として教科書に記載されているのは先述のとおりである。そして、ギャンブルが事業に当たるのか、趣味に過ぎないのかを判断するに当たっては、納税者が「商業的な性質の事業」を意図していたのか、娯楽を主に意図していたのかに基づく、とする判例がある²⁶⁾。しかし、ギャンブルが、金銭を稼ぎ得るがためにいっそうその娯楽的要素が高

23) ITA 248(1) “business”

24) Imperial Oil Limited v. MNR (1947) 3 DTC 1090 (Ex. Ct.), The Royal Trust Co. v. MNR, 57 DTC 1055 (Ex. Ct.)

25) ITA Para 3(d)

26) MNR v. Morden 61 DTC 1266 (Ex. Ct.)

まるのだとすると、この二つを区別することは困難である。カナダの裁判所は、実際には、ギャンブル収入は経済的な成功が信じられ、一貫していて、収入が期待可能となる明確な「システム」、またはよく訓練された、目に見える物理的な技術がなければ非課税である、という立場をとっている。言い換えれば、カナダの裁判所は、ギャンブル収入について、それが基本的に非課税であるという前提に立った上で判断している²⁷⁾。以下では、カナダのギャンブル収入課税にかかる判例の中でも、「システム」の存在に触れているものを見ていくこととする。

3-2. ギャンブル収入が課税所得と認められた判例

基本的に、胴元として営業するような、他者にギャンブルの機会を提供している場合については、事業からの所得として課税されている。それ以外の場合で、ギャンブル収入が課税所得と認められた例を以下に紹介する。肉体的なスキルを利用してギャンブル収入を得ていた事例、内部情報を利用してギャンブル収入を得ていた事例に分けて説明する。

3-2-1. 肉体的なスキルを利用した賭け

・Luprypa 事件²⁸⁾

ひとつめに取り上げるのは、Luprypa 事件である。この事件では、1989年から1991年まで、納税者は日常的に金銭のためにプールをプレイしていた。彼は毎日数時間練習をし、毎週末、地元のバーで対戦相手を酔わせ、金銭のためにプレイした。対戦相手に勝つ可能性を上げるために、週末にだけ酒を飲んだ。ほとんどの晩、彼は200ドルから300ドル勝った。Tax Court は、納税者のアプローチは十分に組織されており、計画され、課税所得が生じていると認定した。

「これは事実が先行する事件である。事実を考慮すると、被告人にとってプールをプレイすることが趣味ではなかったことは明らかだ。それは彼の生活の糧であり、事業である。彼は所得税法 sec. 3 が求める源泉からの所得を有する。」

裁判所にとっては、納税者が勝つチャンスを最大化するために培い、磨きをかけてきた物理的な技術が決定的であったようである。しかし、毎日練習し、対戦時には酒を飲ませて勝つ可能性を上げ、恒常的な利益を得ていたことが「システム」を構成し、事業源泉からの課税所得になるとすると、練習にかかる費用や、相手におごる酒代といったものまで必要経費となる可能性も考えられるように思われる。このような場合に、「システム構築費用」が認められうるかどうか、本件では触れられていないが、検討の余地があるように思われる。

・Dowling 事件²⁹⁾

ふたつ目は、Luprypa 事件同様、納税者の肉体的なスキルを利用して賭けに勝っていた

27) Alarie, supra note 22, 738.

28) Luprypa v. The Queen 97 DTC 1416 (TCC)

29) Dowling v. The Queen 96 DTC 1250 (TCC)

事案である。納税者は、問題となった課税年度において、プロのゴルファーであった。彼は私的なゴルフゲーム、ポーカー、スポーツイベントなどでしばしば賭けを行っていた。彼は年間約8回のポーカーで賭けをし、その75%で勝ち、約5000ドルの収入を得ていた。これらポーカーからの収入はビジネスからの所得とは認定されず、課税対象とはならなかった。しかし Tax Court は、納税者が同じく他のゴルフプレイヤーとの賭けゴルフで5000ドルを獲得していることを認定した。ゴルフからの5000ドルについて、裁判所は以下のように認定した。

「この分野における彼の経験を伴って、彼は確かにほとんどの賭けゴルフに勝っている。結局、私は、被告人は蓋然性の均衡 (balance of probabilities) において、彼が賭けゴルフからいくら得たのかということだけでなく、それらの金銭が実際に『ギャンブル収入』であって、その所得に含められるべきプロゴルファーとしての能力によって得たものではないという点について、証明責任を果たしていないと結論付ける。」

本件について、ゴルフからのギャンブル収入を、ゴルフギャンブルをプロとして行う者の収入と認定したのか、プロとしてゴルフをプレイすることに関連するゴルフプレイヤーという職業からの収入と認定したのか、裁判所の判決からは明らかではない。しかし、ポーカーからの収入が課税されていないことを考え合わせれば、裁判所のコメントは、納税者のゴルファーとしてのプロのステータスがなければ、ゴルフギャンブルからのゲインは課税されなかったという趣旨のものと解される³⁰⁾。

3-2-2 内部情報を利用した賭け

・ Walker 事件³¹⁾

Walker 事件は、納税者が、他の者が知りえない情報に基づいて賭けを行っていたという事案である。判決分の前半では、Exchequer Court での裁判管轄権について争われたが、後半では納税者のギャンブル収入が課税所得を構成するか否かが論じられている。本件で、Exchequer Court は、内部情報へのアクセスを通じてオッズにおいて有利であることは納税者がギャンブル収入に課税されるという認定のなかで考慮すべき要素だと明らかにした。裁判所は以下のように述べた。

「…納税者は何頭かの競走馬について持分を持っていたこと、ジョッキーやその他の利害関係者から、レースの結果予想についての内部情報を利用することができたこと、それは彼が競走馬に持分を持っているためだと彼自身認めていること、10年以上にわたって彼はシステムティックに、時には4つの異なる都市での全てのレースに参加し、ほとんどのイベントで賭けをしていること、これらの事情を考慮すれば、これら一連の事実は所得税法に定める事業又は Calling を構成し、そこから生じた金銭は課税されるという結論に至るだろう。純粋な娯楽や趣味の気軽な賭けから生じた金銭が課税されないことは疑いがな

30) Alarie, supra note 22, 740.

31) MNR v. Walker 52 DTC 1001 (Ex. Ct)

い。」

Walker 事件における裁判所にとっての決定的な要素は、納税者の内部情報への特権的なアクセスと、競走馬に持分を有していた結果として騎手と親しいことであったようである。納税者は、それにより、納税者は平均的な賭けをする者よりもずっと勝率を上げていた。特権的な情報を得るために内部者との関係構築に励んだことは、明らかに安定的な利益を生む「システム」を構成する。納税者は利益のために情報を収集し、合わせ、ギャンブルや競馬をとおしてそれを展開する「情報企業家」として扱われうる³²⁾。

3-2-3 小括

以上見てきたように、カナダの裁判所は、①胴元などのように、他者に賭けの機会を提供している場合、②納税者がその対戦相手よりも有利な結果を生じる肉体的なスキルを積んでいることが明らかである場合、③それによって納税者が賭けから実質的に利益を得られるような内部情報にアクセスすることができ、特にそれらの賭けの機会がシステムティックに、組織されたやり方で追及されている場合、の3つの場合に、ギャンブル収入を事業という所得源泉から得られたものとして課税している。

3-3. ギャンブル収入が課税所得と認められなかった判例

次に、ギャンブル収入が課税所得と認められなかった判例について紹介する。カナダでは、ギャンブル収入は課税所得と認定されなかった例のほうが圧倒的に多い。1925年の英国の判決である *Graham v Green* 判決³³⁾ が、英国、カナダのギャンブル収入に対する判例の立場を定めた。この判決において、Rowlatt 判事は、ギャンブルの胴元が、体系化された努力を行う、課税されるべき職であることについては異論がない、としつつ、胴元に賭けるほうについては、賭けは「理不尽な合意」にすぎず、時間や金銭をつぎ込んでいることは単なる「ギャンブル依存」であるとした。*Graham v Green* 判決の影響のもと、様々な事案において、ギャンブル収入は課税所得ではないものとして扱われてきた。多くの事案のなかで、「システム」の存在に触れているものをいくつか紹介する。

3-3-1 システムの不在

Balanko 事件³⁴⁾ では、納税者は、他にまったく所得源泉を有さず、主にポーカーを中心とするギャンブルだけで生計を立てていたが、そのような場合であっても、システムがなければ、ギャンブル収入は課税所得とされない旨判示された。

裁判所は、「本件では、リスクを最小化し、管理するいかなる組織されたシステムの存在を示す証拠も提示されていない。このようなシステムの欠如は、プロのギャンブラーと、被告人のような自制心のないギャンブラーを区別する」とした。納税者が日常的にプレイ

32) Alarie, supra note 22, 743.

33) *Graham v. Green* (1925), 9 TC 309 (KB).

34) *Balanko v. MNR* 81 DTC 887 (TRB).

をしており、賞金によって生計を立てるに十分な程度に熟練したプレイヤーであっても、彼は、最大でも、ギャンブルの機会を提供する誰かのシステムのなかでの熟練したプレイヤー、という認定に過ぎなかったのである³⁵⁾。

ポーカーの腕前が、プールやゴルフのような「肉体的なスキル」と異なり、「システム」と認められにくい理由については、以下のように分析される³⁶⁾。これらの分析はオンラインポーカーについてされたものだが、ある程度は通常のポーカーにも当てはまるものと考えられる。まず、ポーカーのプレイヤーは生産的な活動に従事していないと一応考えられることである。ポーカーはスキルと運のミックスされたゲームであり、それがカジノや運営者によって運営されている場合、テラ銭を取られることを考えると、各テーブルのプレイヤーたちは、グループとしてはネットロスを避けられない。これは、日本の競馬の場合に払戻率が約75%に留まるのと同じである。次に、特にオンラインポーカーの場合は、個人が娯楽でやっていることが多い。そして、オンラインサイトではイカサマをするのが難しく、カードを操作できない。また、ポーカーでは、スキルがあったとしてもカード運によっては勝つことが難しく、安定的な勝利をもたらす「システム」の構築が困難である。そして最後に、歳入庁としては、アグレッシブにポーカーを事業として認めて課税していくと、損失の控除を認めることに繋がる、というのである。ギャンブルについて、カナダが損益通算を否認する規定を持たないために生じる懸念であると考えられる。

3-3-2 システムを使用した証拠がない場合

次に、システム自体はあったかもしれないが、それを利用してギャンブル収入を安定的に得ていたとはいえないとされた事案として、C. G. Chapman 事件を紹介する³⁷⁾。本件では、納税者は「The Canadian Sportsman」という雑誌のオーナー兼出版者であり、その雑誌は競馬を主に扱うものである。納税者はまた、一頭競走馬を所有していた。歳入庁は、彼の競馬からの収入は事業からの所得として課税されるべきだと主張した。歳入庁は、納税者の父と兄がプロの騎手であること、彼自身競走馬を訓練していること、雑誌を発行していることから、彼の賭けは彼の事業にとって重要な部分であると主張した。さらに、彼は金銭を得ようという意図をもってシステムティックに賭けており、そのような収入は課税されるべきであるとした。Tax Appeal Board は以下のように述べた。

「ギャンブル収入の課税可能性の問題については、かなり複雑なものの一つだ。様々な判決の検討から明らかなことは、各事案はそれぞれの特定の事実依存しているが、重要な要素は、賭けを行う者が損失を被る可能性を最小化し、単に娯楽の一形態として追求するのではなく、その活動から利益を得ようという組織された意図があるかどうかである。」Tax Appeal Board は、納税者はギャンブルを事業として行っていると考えerほど十分に組織されていないと認定した。そして、納税者が「パドックや、騎手が休息を取るプライバー

35) Alarie, supra note 22, 757.

36) Ibid.

37) C. G. Chapman v. MNR (1971) Tax ABC 81.

トルームへのアクセス」を有していたとしても、彼が彼の賭けについて内部情報を得ていた、また使用していたという証拠はないとした。

3-2-3 結果からシステムの存在を推認することを否定した場合

次に紹介する Leblanc 事件³⁸⁾は、高校を卒業した二人の兄弟が、スポーツくじを購入して多額の賞金を得ていた事件である。彼らの賭けのうち95%は負けていたが、週に20万ドルから30万ドルを賭けることも稀ではなく、莫大な額を賭けていた。弟のブライアンがどれに賭けるかを決めており、その際にはオンタリオのくじ会社（OLG）とラスベガスの同じ試合に対するオッズを参照していた。当初は、ブライアンがいくつかのスポーツイベントを選び、それらのイベントに対する掛け金の組合せを計算していたが、後には兄のテリーがそのためのコンピュータープログラムを作成した。さらには、ブライアンはスポーツイベントの選択をプログラムに入れ、すべての選択の組み合わせをリスト化した。彼は好みの選択を認識し、その選択に基づいて、時には何千枚ものチケットを購入した。くじは個人に対して売る枚数に制限があり、小売店によって売却できる総枚数にも制限があったので、兄弟は多くの異なるくじの小売店に助手を持っていた。彼らは小売店に2~3%のディスカウントを交渉し、最大15人まで、チケットの引き取りに人を雇っていた。彼らは数年にわたって継続的に勝っていた。裁判所は以下のように述べて、彼らの行ったくじ購入を、事業とは認めなかった。

「被告人は大変成功しているので、長期にわたって結果を出す、莫大な数のチケットを買うことを含むシステムを有しているに違いない、そしてそれはリスクを最小化しているに違いない、何故なら彼らが勝つ時にはかなり大きな勝ちとなることを保証している。このような議論は、以下のような理由で私にとっては誤りである。

最後の点から説明する。私が正しく理解しているのなら、こういうことである。勝っているので、その者はシステムを有しているに違いなく、それゆえそれは事業である。もし負けていれば、システムがないということであり、つまり事業はなく、損失を控除することはできない。これは、前後即因果の誤謬の古典的な見本のようなものだ。彼らが勝ったのは本当だが、システムを有しているがために勝ったという証拠は全くない。彼らは、システムがないのに勝った。パターンを見つけようとするなら、それは、彼らができるだけ、莫大な数、無謀な賭け方をし、ロングショットにかけたということである。確かにそのことは、もし彼らが勝てば大きく勝つということを意味するが、逆に言えば、彼らは負けるときには大きく負けるのである。そして、勝つことの天文学的なオッズを考えれば、彼らが負ける可能性はかつ可能性よりもずっと高い。」

裁判所がこのような結論に至った理由の一つに、専門家による分析がある。Leblanc 事件では、専門家によって、彼らが賭けていたスポーツくじの性質について詳しく分析されている。判決において、それは以下のように言及されている。

38) Leblanc v. The Queen 2006 TCC 680.

「Smith 教授のギャンブルにおけるオッズと、プロのギャンブルについての証拠はとも有益であった。厳しいゲーム構造、人工的な勝ちキャップと（あったとしても）影響の限られたスポーツ知識を考慮すると、スポーツくじは通常、プレイヤーに対して圧倒的なオッズが設定されている。『胴元を負かす』ある種のシステムがなければ、合理的に利益を期待することはできない。しかし、Smith 教授は、スポーツくじにおける『胴元を負かす』システムは知らないとのことである。そのようなシステムがなければ、オッズは圧倒的なもので、プロのギャンブラーはこの『サッカーベット』と呼ばれるスポーツくじはやらない。控訴人の購入パターンがそのようなシステムと考えられるかを聞いたところ、彼は『途方もなくリスク』であり、実際には『リスク最大化』システムと特徴づけられるべきだと述べた。彼の見解に賛成である。」

このように、LeBlanc 事件では、納税者の行ったギャンブルの性質を分析し、納税者の賭けが安定的な期待しうるシステムとなりうるかどうかを判断している。そこでは、結果からシステムの存在を推認するのではなく、結果に関わりなく、システムの有無自体に着目することが述べられている。

3-4 小活

ここまで見てきたように、カナダの裁判所は、「リスクを最小化し、管理する組織されたシステム」が存在すること、そしてそのシステムを使うことで組織的に金銭を得ようという意味がみられることを、ギャンブルが所得源泉を有し、課税所得を構成する要件としている。そして、継続的に収入を得ているという結果から、システムの存在を推認することを否定している。そこでは、所得源泉性とは、そこから生み出される所得の継続性・恒常性という結果によって判断されるのではなく、そのようなシステムの存在と、その利用自体に見出されているように思われる。逆に言えば、システムのない所得の獲得が繰り返され、一定の継続性、恒常性を有したとしても、それは所得源泉を認められない。

4 日本への示唆

平成27年3月10日、馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定等に基づき、インターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に、網羅的な購入をして、当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げていた被告人が、正当な理由なく、申告書を期限までに提出しなかったという所得税違反の事件の最高裁判決が下された。当該判決では、本件の当たり馬券の払戻金は一時所得ではなく雑所得に当たり、本件の外れ馬券の購入代金は必要経費として控除できる旨判示された³⁹⁾。最高裁判決は、以下のように述べる。

「所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理

39) 最判平成27年3月10日刑集69巻2号434頁。

に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」

「被告人が馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券的の中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たるとした原判断は正当である。」

当該最高裁判決は、納税者の一連の馬券の購入を「一体の経済活動の実態を有する」と評価し、それが「営利を目的とした継続的な行為」にあたるものと判断した。これは、考慮すべき要素を列挙したうえで、本件の認定された事情を総合勘案した結果として結論を導いているようである。言い換えれば、「営利を目的とした継続的行為」該当性を判断するに当たって、どの要素がどの程度の重要性を持っているかは明らかでなく、何が決定的な要素なのかも明らかでない。

一方、類似事件である東京高判4月21日判決⁴⁰⁾では、最高裁判所が提示した考慮要素に基づく判断枠組みの下で、以下のように判示された。

「控訴人は、平成17年から平成22年までの6年間にわたり、多数の中央競馬のレースにおいて、各レースごとに単一又は複数の種類の馬券を購入し続けていたにもかかわらず、上記各年における回収率がいずれも100%を超え、多額の利益を恒常的に得ていたことが認められるのであり、この事実は、控訴人において、期待回収率が100%を超える馬券を有効に選別し得る何らかのノウハウを有していたことを推認させるものである。そして、このような観点からすれば、控訴人が具体的な馬券の購入を裏付ける資料を保存していないため、具体的な購入馬券を特定することはできないものの、馬券の購入方法に関する前記(3)のとおり控訴人の陳述をにわかに排斥することは困難であり、控訴人は、おおむね前記(3)のとおり方法により、その有するノウハウを駆使し、十分に多数のレースにおいて期待回収率が100%を超える馬券の選別に成功したことにより、上記のとおり多額の利益を恒常的に得ることができたものと認められる。」

「以上を要するに、控訴人は、期待回収率が100%を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウに基づいて長期間にわたり多数回かつ頻繁に当該選別に係る馬券の網羅的な購入をして100%を超える回収率を実現することにより多額の利益を恒常的に上げていたものであり、このような一連の馬券の購入は一体の経済活動の実態を有するといえることができる。なお、別件最高裁判決に係る別件当事者による馬券の購入状況等は、原判決23頁6行目から26頁1行目までに記載のとおり（ただし、原判決23頁12行目の「原告」を「別件当事者」に改める。）と認められるが、これによれば、別件当事者が馬券を自動的に購入するソフトを使用する際に用いた独自の条件設定と計算式も、期待回収率が100%を超え

40) 大阪高判平成26年5月9日判タ1411号245頁。

る馬券を有効に選別し得る独自のノウハウといい得るものであり、控訴人と別件当事者の馬券の購入方法に本質的な違いはないものと認められる。したがって、本件競馬所得は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」として、一時所得ではなく雑所得に該当するというべきである。」

このように、高裁判決は、期待回収率が100%を超える馬券を選定しうる独自のノウハウの存在を、多額の利益を恒常的に上げていたことから推認し、当該ノウハウに基づいた馬券の網羅的な購入は一体の経済活動の実態を有するものとした⁴¹⁾。そして、それは「営利を目的とする継続的な行為」から生じた所得として雑所得に該当すると判示した。

平成27年3月10日最高裁判決が、総合判断の結果として結論を導いているのに対し、平成28年4月21日高裁判決では、「独自のノウハウ」の有無から「一体の経済活動の実態」該当性、そして「営利を目的とした継続的行為」該当性を導いているように読み取れる。そして、手法の違いに関わらず、「期待回収率が100%を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウ」の存在を二つの事件に共通する要素として言及している。これは、上記最高裁判決が言及しなかったと思われる、「一体の経済活動」該当性を判断する際に重要な考慮要素となりうるものである。そして、この「独自のノウハウ」という要素は、カナダの裁判例がこれまでに積み重ねてきた、安定的な収益を期待しうるシステムの有無とその利用という判断基準と類似するところがあるもの考えられる。

お わ り に

本稿では、日本での競馬の払戻金についての課税が争われた平成27年3月10日最高裁判決、平成28年4月21日判決を受け、そこで示された「独自のノウハウ」という考慮要素について示唆を与えるものとして、カナダのギャンブル収入に対する課税を、裁判例を中心として紹介した。

カナダでは、納税者の行うギャンブルの性質を分析し、納税者の行為がリスクを最小化し、利益を安定的に期待できるような「システム」を有しており、実際にそのシステムを利用して収入を得ていると認められる場合には、それは事業を構成するものとして、当該収入は事業からの収入として課税されることとなる。そして、その「システム」には、他者よりも優位に勝利を導くことのできる肉体的なスキルや、他者の入手し得ない内部情報を得るために構築された関係などが当たるものとされる。ギャンブル収入が所得源泉として認められるかどうかは、他に生活の糧を有しているかどうか、また、ギャンブルでどれほど大金を得ているかにはかわりがなく、そのようなシステムとその利用の有無によって判断される。

前述のように、カナダでは、ギャンブル収入への課税は、主に納税者がギャンブルに勝っ

41) この高裁判決における「独自のノウハウ」がどのようなものか、客観的に「リスクを最小化し管理する組織化されたシステム」と言いうるものなのか、判決文の公開されている範囲から判断することはできない。結果から推認したという記述からすると、カナダの Leblanc 判決が否定したような、「前後即因果の誤謬」とされるものに当たる可能性もあるように思われる。

ていて、プラスが出ている時に、それが申告に反映されていないとして、歳入庁が課税を試みる、という形で表れる。そのため、多くの事例が検討されてきている。

そのような状況で積み重ねられてきたカナダの所得源泉性の考え方は、日本の「営利を目的とする継続的行為」該当性について検討する際に、示唆を与えるものと思われる。本稿では主にカナダの状況を紹介するに留まったが、日本の状況についてより詳しく検討し、日本にとってカナダの状況を参照することの重要性をより明確にすることを今後の課題とする。